

学校いじめ防止基本方針



令和5年4月

鯖江市鳥羽小学校

鯖江市鳥羽小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日 策定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重要な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本校では、児童が安心して学校生活を送れるよう、学校の内外を問わず、全職員が「いじめは絶対に許さない」という意識を持っていじめに対処するために、以下のような『いじめ防止基本方針』を策定し、全力でこれに取り組みます。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは常に起こりうるものと認識し、学校の全教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題との共通理解のもとに対策に取り組みます。

2 いじめの定義と判断

平成25年6月28日に制定され、9月28日より施行された「いじめ防止対策推進法」により、いじめの定義およびいじめの禁止について、以下のとおり法的に位置づけられました。

【定義】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの禁止】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ① 全教科、全活動を通して取り組みます。
- ② 研究部会(ゆかし部会)での話し合いをもとに、生活委員会やまごころ・エコ委員会などの委員会活動を通じて、あいさつ運動や良い行いをほめたり、認めたりする活動を推進します。
- ③ 縦割り班活動(なかよし班活動)により、上級生が下級生をいたわり、下級生が上級生を慕って取り組める活動を計画し実践します。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止などのための取り組み(環境づくり・マニュアルの実行・アンケート・個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等)にかかる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止などのための取り組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・相談時間を確保し、児童一人ひとりの心のケアをしている
- ・学級内で互いに認め合える活動を取り入れる。

【児童】

- ・相手の立場に立って、思いやりのある言葉づかいや行動を心がけている

【保護者】

- ・学校はお子さまについての（保護者からの）相談活動に、適切に対応している。

(3) いじめの未然防止

- ① 年度初めに、全教職員の参加の下、気になる児童、配慮が必要な児童についての報告会を開き、共通理解を図ります。
- ② 月1回の職員会議で、各クラス担任が気がかりな児童について報告し、共通理解を図ることにより、多くの教職員の目で見守っていただけるようにします。
- ③ 全クラスで「授業のユニバーサルデザイン化」に取り組み、だれにでも分かる授業づくりに努めます。
- ④ 「教室は間違ふところだ」をスローガンに、間違ふた考えや的外れな意見を言った友達を笑わない、ばかにしないと、教室の雰囲気づくりに努めます。

(4) いじめの早期発見

- ① 同学年のクラス担任や学校生活学習支援員と日頃から情報交換をして、クラス担任の目だけでなく、複数の目で問題行動を早期発見できるように努めます。
- ② 月1回、児童に対して行う生活アンケートに、「いじめ」の項目を入れ、「した・された・見た」の3項目で、児童からの情報を得るようにします。
- ③ 年2回(1学期中と2学期中)、全児童と個別面談を行い、児童の抱える問題や悩みを聞き取って、その解消に努めます。
- ④ 休み時間もできる限り児童と一緒にいる時間を増やし、看護当番において、児童の観察に努めます。
- ⑤ 保護者に対して「いじめ」に関するアンケートを行い、保護者からも情報を得るようにします。

(5) いじめの事案対処

① 徹底的な真実の追究

教師による発見、児童からの情報、保護者からの訴え等、情報源によらず迅速に対処します。「いじめが疑われる」程度の事案に対しても、必ず丁寧に聞き取りをして、重大な「いじめ」に発展しないようにします。早期に当事者から聞き取りをし、必要であれば家庭訪問をして問題の把握に努めます。また、個別の事情聴取、顔を合わせての事実のすりあわせ、関係教職員によるいじめ対策委員会などを行い、徹底的に事実関係を解明します。

なお、重大ないじめ事案においては、迅速な被害の拡大防止のために、警察と連携し早期対応に努めます。

② 双方の保護者への説明

加害者児童・被害者児童、双方の保護者に連絡を取り、丁寧に説明するとともに、以後の家庭の協力と学校との連携をお願いします。

③ 被害者児童と保護者への支援

被害者側の児童の心のケア、保護者との緊密な連絡体制を続け、再発防止・未然防止に努めます。

④ 加害者児童への指導

いじめは絶対にしてはいけないこと、双方の今後の人生に大きく関わってくることを自覚させ、反省を促します。加害者児童本人のためにも厳しく指導します。

⑤ 話し合いの場の設定

双方の保護者が参加しての話し合いの場を必要に応じて設けます。「学校としての今後の対応についても説明します。」

(6) いじめの解消

いじめの解消とは、以下の2点の要件を満たしているものと考えます。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、すくなくとも3か月を目安とした期間継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者児童本人及びその保護者に対して、面接などにより確認できること。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときには、次の対処を行います。

- ① 重大な事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ② 学校が調査主体にある場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ③ 県や市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

随時「いじめ対策委員会」を開催し、それ以外にもいじめの情報があった場合には、臨時の「いじめ対策委員会」を開催します。

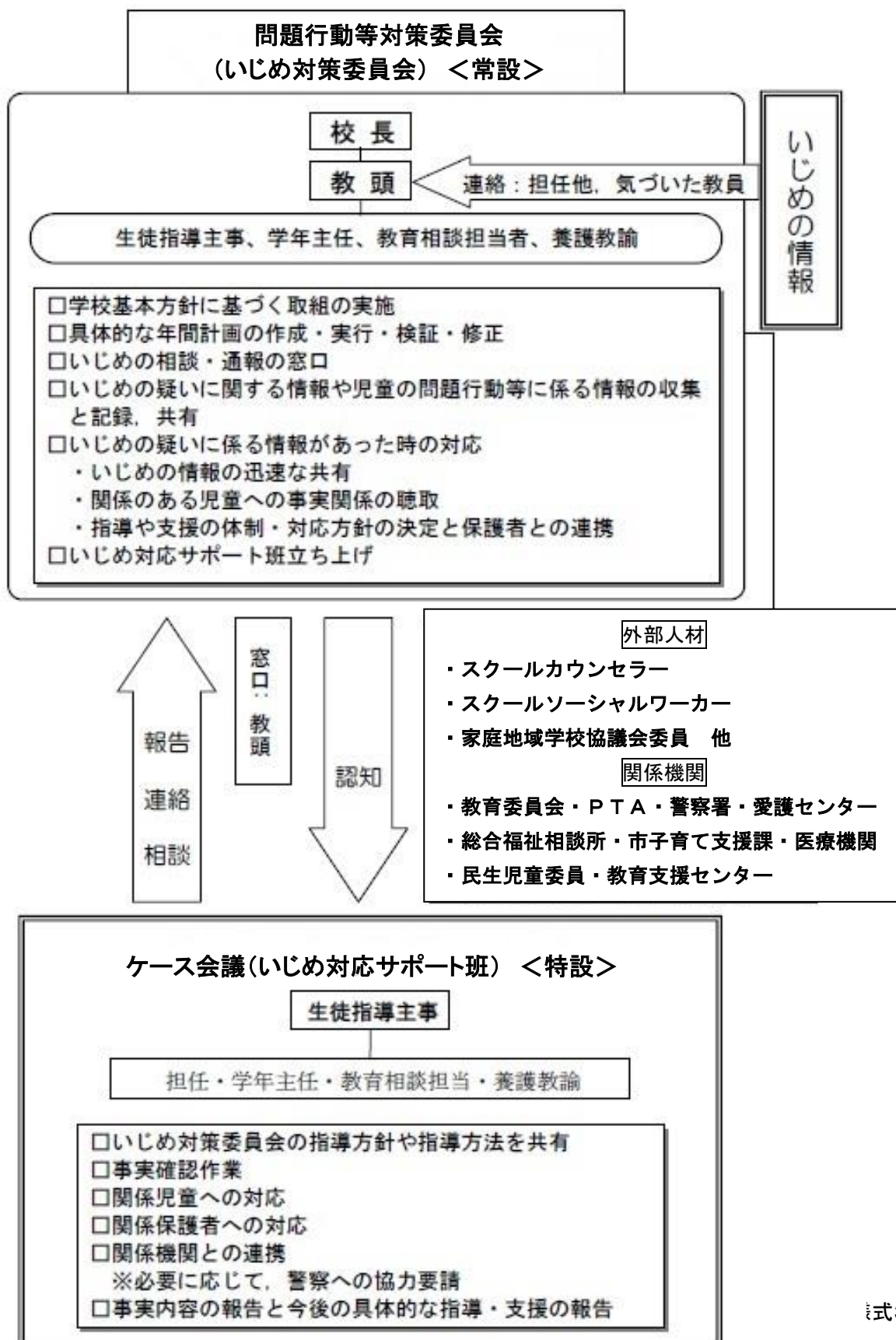
(2) いじめ対応サポート班

いじめ対策委員会により、いじめと認定された場合、「いじめ対応サポート班」として機能します。

(3) 組織図 【様式2】

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画 <学校全体で取り組むもの>

	教員の動き と 児童の動き	いじめ対策委員会等	
年 間 を 通 じ て	年間を通じて活動する縦割り班の編成<リーダーの育成> (学年ごとにメンバーの偏りがないよう編成後、全体的に見直す)	いじめ対策委員会 ・随時	
	下校パトロール【毎週1回】 (教員が担当の曜日に、3方面に分かれて実施)		
	看護当番による見回り【毎日1人・大休みと昼休み】 (教員が当番制で体育館・校庭を観察)		
	あいさつ運動(生活委員会などによる)		
	職員会議における気がかりな児童の報告会 (各担任・無担任が報告する)		
	グループエンカウターの授業の実施【1クラス1回程度】		
一 学 期	学年はじめ休業中における校外パトロール(指導部)	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定	
	家庭所在地確認【学期中】		
	生活アンケート【月1回】 (全学年で実施)	個人面談【6月】 (担任が全児童に実施)	職員会議 ・年間計画周知
	保護者アンケート【学期に1回】 (全学年で実施)		定期的な状況把握 ・アンケート、チェックシートによる
	教員の動き と 児童の動き	いじめ対策委員会等	

二 学 期	<p>夏季休業中の校外パトロール (教員・PTAが当番制で校区を巡回)</p>	<p>いじめ対策委員会 ・1学期の反省をもとに 方針を確認</p>
	<p>あいさつビンゴの実施【11月～12月】 (委員会が担当し、家庭でのあいさつを広める)</p>	<p>職員会議 ・共通理解</p>
	<p>生活アンケート【月1回】 (全学年で実施)</p> <p>個人面談【11月】 (担任が全児童に実施)</p>	<p>定期的な状況把握 ・アンケート、チェックシ ートによる</p>
	<p>保護者アンケート【学期に1回】 (全学年で実施)</p>	<p>いじめ対応サポート班 ・いじめが起きた際に随 時対応</p>
三 学 期	<p>冬季休業中における校外パトロール(指導部)</p>	<p>いじめ対策委員会 ・2学期の反省をもとに 方針を確認</p>
	<p>個人面談【随時】(必要に応じ、担任が全児童に実施)</p>	<p>職員会議 ・共通理解</p>
	<p>新クラス編制における児童間のチェック (全学年で実施)</p>	<p>定期的な状況把握 ・アンケート、チェックシ ートによる</p>
	<p>学年末休業中における校外パトロール (指導部の教員が当番制で校区を巡回)</p>	<p>いじめ対応サポート班 ・いじめが起きた際に随 時対応</p>
		<p>職員会議 ・課題確認 ・計画確認</p>

6 いじめを早期発見するための具体的方策

日頃から児童をよく観察し、何か変化があった場合は、すぐに対応できるよう心掛ける。学級担任以外にも

看護当番や下校指導、街頭指導等で気づいた点についても担任に伝える。また、定期的にいじめに関するアンケートなどを行い、実態の把握に努める。気になる児童を発見した場合は、すぐに児童の話を聞く機会を設定し、担任→学年主任→生徒指導主事→教頭に連絡すること。

(1) 教育相談(先生あのおね)週間について

- <期間> ・1学期:5月下旬の2週間程度の鳥羽っ子タイムと昼休み
・2学期:11月下旬の2週間程度の鳥羽っ子タイムと昼休み
・この期間中、鳥羽っ子タイムはすべて大休みとする
・看護当番は無担任で行う

- <内容> ・教師が、児童一人一人と学校生活やその他悩んでいることなどを話し合い、今後の指導や保護者との懇談に役立てる。
・教育相談のための事前調査の実施
・いじめアンケート(資料1)

(2) 毎月の生活アンケート

- <内容> ・毎月、児童に12項目についてアンケートを行う。(設問13、14はヤングケアラーに関するもの)その項目の中にいじめに関する項目を入れる。気になる場合はすぐに話を聞く機会を設定する。(資料1)
・心のポケットには困っていること、気になっていること、がんばっていること等を書く。(資料2)

(3) 教員によるいじめ発見のためのチェックシート

- <内容> ・毎月、全教職員がそれぞれの場面で児童の様子を観察し、気になる場合はすぐに話を聞く機会を設定する。本人だけでなく周りの児童の様子も見ていくこと。また、保護者会や家庭訪問等を通して、家庭での様子も把握する。(資料3)

(資料1)

3月の生活アンケート(低学年)		ねん	くみ	ばん	なまえ
	ないよう	A	B	C	D
1	がっこうせいかつが たのしい。	とてもたのしい	たのしい	たのしくないときが あおい	たのしくない
2	みんなで なにかをするのが たの しい。	とてもたのしい	たのしい	たのしくないときが あおい	たのしくない
3	じゅぎょうに すずんで とりくん でいる。	よくできた	だいたいできた	すこしできた	できなかった
4	へんきょうは、わかる。	とても よくわかる	よくわかる	まあまあ わかる	わかりにくい
5	あいさつができた。	よくできた	だいたいできた	すこしできた	できなかった
6	はやね、はやおきができた。	よくできた	だいたいできた	すこしできた	できなかった
7	あさごはんをたべた。	まいにちたべた	だいたいたべた	ときどきたべた	ほとんど たべなかつた
8	ともだちとなかよくできた。	よくできた	だいたいできた	すこしできた	できなかった
9	そうじをがんばった。	よくできた	だいたいできた	すこしできた	できなかった
10	いじめをしてしまった。	していない	した		
11	いじめられたことがある。	ない	ある		
12	いじめをみた。	みていない	みた		
13	いえでのせいかつで、こまっている ことや、たずけてほしいことがあ る。	ない	ある		
14	かぞくのなかに、じぶんが おせわをしているひとがいる。	いない	いる		

(資料2)

こころのポケット

◎じぶんがこまっていることや、ともだちがいやなことをされていることを みかけた
ことがあったら、かきましょう。

(資料3)

㊫ 教員によるいじめ発見のためのチェックシート

担当者氏名

学年

組

チェック実施月日		/	/	/	/	/	/
朝の会	遅刻・欠席が増えてきた						
	表情がさえずうつむきがちになった						
	忘れ物が多くなる						
授業中	机を離される						
	保健室やトイレによく行く						
	間違うとみんなに笑われる						
	配布物が渡されない						
休み時間	用もないのに職員室付近にいる						
	持ち物や掲示物に落書きされる						
	横を通るとき避けられる						
その他	持ち物が隠される						
	先生から話しかけられても視線をそらす						
	他の児童から暴言を吐かれる（うざい・きもい・くさい・死ね等）						
	他の児童から暴力を受けている						
検印	担当者						
	教頭						
	校長						

※気になる場合は、すぐに児童と話を聞く機会を設定し、担任、学年主任、教頭に連絡。

結果事項の記入例

該当児童なし … ○印を記入

該当児童あり … 「あり」とだけ記入

家庭におけるいじめ発見のチェックポイント

- 朝、なかなか起きてこない
- 表情が暗くなり、口数が少なくなる
- 食欲がなくなり体重が減少したり、過食になり体重が増えたりする
- いらいらしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる
- 衣服の汚れが見られ、わけを聞いても話さない
- 学用品や所持品が紛失したり壊されたりしている
- 親が知らない物を持っている
- 部屋に閉じこもることが多く、友達と遊ばなくなる
- 金品の持ち出しがわかることがある
- 親や兄弟・姉妹に反抗することが増える
- 不審な電話やメールなどが多くなり、急に外出する
- 登校時に頭痛・腹痛・吐き気など身体の異常を訴える
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする
- 教科書やノートが傷み、落書きが多い
- ゲーム等をする時間が増え、現実から逃避しようとする
- 早退や無断欠席がある
- 急に友達関係が変化する
- チックが出たり、つめかみをしたりするようになる

<福井県教育委員会「いじめ問題対応の手引き」より>

※HPや学校だより等で保護者に示し、家庭でチェックしてもらう